

別紙イメージ

(別紙)

海上輸送パターン(仮)

パターン	輸送方法	対象経費	証拠書類(例)*1
A	市町村がチャーターする運搬船により、 <u>最終所有者</u> が運搬	<ul style="list-style-type: none"> チャーター船運搬・荷役費用 仮置き費用 	<ul style="list-style-type: none"> 船会社、荷役会社との契約書・領収証 仮置き場会社との契約書 港湾への運搬業者との契約書 引取り証明書
B	<u>最終所有者</u> (又は委託を受けた者)が定期船を利用して運搬	<ul style="list-style-type: none"> 定期船運賃 	<ul style="list-style-type: none"> 定期船乗船券半券 引取り証明書
C	市町村がチャーターする運搬船により、 <u>関連事業者</u> *2が運搬	<ul style="list-style-type: none"> チャーター船運搬・荷役費用 	<ul style="list-style-type: none"> 船会社、荷役会社との契約書・領収証 電子マニフェストの画面コピー
D	<u>関連事業者</u> が運搬船をチャーターして運搬	<ul style="list-style-type: none"> チャーター船運搬・荷役費用 	<ul style="list-style-type: none"> 船会社、荷役会社との契約書・領収証 電子マニフェストの画面コピー
E	<u>関連事業者</u> が定期船を利用して運搬	<ul style="list-style-type: none"> 定期船運賃 	<ul style="list-style-type: none"> 定期船乗船券半券 電子マニフェストの画面コピー

*1: 資金出えんにあたり、輸送実績を証明する関係書類で離島市町村において管理するもの。なお、日々の輸送実績管理として『離島対策支援事業協力資金出えん申請 個別実施明細書』に情報を記載し、再資源化支援部への実費支払申請の際に『協力資金出えん申請書』に添付し提出する。

*2: 島内に存在する自動車リサイクル法関連事業者(登録引取業者や許可解体業者等)。

□ 海上輸送パターンは、海上輸送を行う区間毎に特定し、1種類のパターンの場合と組み合わせのパターンの場合がある。

例)

■ 島内に関連事業者が存在せず、市町村が船をチャーターし本土まで直接運搬する場合
=パターン A

■ 関連事業者が存在しない島から市町村がチャーター船で運搬した他の島で、解体業者が解体作業を行ない、その後、船をチャーターして本土まで運搬する場合

=パターン A+D